

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の
一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）において市町村が定めるもの
とされた市町村自殺対策計画の策定に関して審議する葉山町自殺対策
計画策定委員会を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4
第3項の附属機関として新たに設置するとともに、その他所要の改正を
行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「

葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）第20条の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5 人以内
--------------	---	-------

」を

「

葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5 人以内
--------------	---	-------

」に、

「

葉山町障害者福祉計画策定委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20 人以内
-----------------	--	--------

」を

「

葉山町障害者福祉計画策定委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20 人以内
葉山町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15 人以内

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
----------------	---------

」を

「

障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
自殺対策計画策定委員会委員	規則で定める額

」に改める。

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

自殺対策基本法において市町村が定めるものとされた市町村自殺対策計画の策定について審議する葉山町自殺対策計画策定委員会を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置するとともに、その他所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 町長の附属機関として葉山町自殺対策計画策定委員会を置き、委員の報酬は規則で定めることとした。
- (2) 附属機関の設置目的の表記を統一することとした。

3 施行期日

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとした。

【本則】葉山町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前				
葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数	
町長	(略)	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	(略)	
	葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内		葉山町個人情報保護審査会	葉山町個人情報保護条例（平成11年葉山町条例第16号）第20条の規定による決定に対する審査請求及び個人情報保護制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	5人以内	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	葉山町障害者福祉計画策定委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内		葉山町障害者福祉計画策定委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内	
	葉山町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画を策定するために審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	(略)	

【附則】葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号	葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉計画策定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>自殺対策計画策定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">規則で定める額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)	(略)	障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額	自殺対策計画策定委員会委員	規則で定める額	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉計画策定委員会委員</td> <td style="text-align: center;">規則で定める額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	(略)	(略)	障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額	(略)	(略)
区分	報酬額																		
(略)	(略)																		
障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額																		
自殺対策計画策定委員会委員	規則で定める額																		
(略)	(略)																		
区分	報酬額																		
(略)	(略)																		
障害者福祉計画策定委員会委員	規則で定める額																		
(略)	(略)																		
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。	備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。																		